

まかせて安心

労働保険

労災・雇用の手続き代行
事業主等の特別加入

鹿児島SR経営労務センター

労働保険・事業主等の特別加入の手続きは、
鹿児島SR経営労務センター会員の社会保険労務士が代行しますので、
安心して事務委託することができます。



厚生労働大臣認可労働保険事務組合
鹿児島SR経営労務センター
特別加入団体
鹿児島SR建設業労災センター

〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田 1-41-8 ユーミーリンクビル 202号
TEL 099-258-4466
FAX 099-202-0484
E-mail : kagoshima-sr@po2.synapse.ne.jp
http://www.kagoshima-sr.com/

社労士は企業と人とのサポーター

社会保険労務士は、次のような労務経営に関する手続き及びコンサルティングを通じて、企業の健全な発展をお手伝いします。

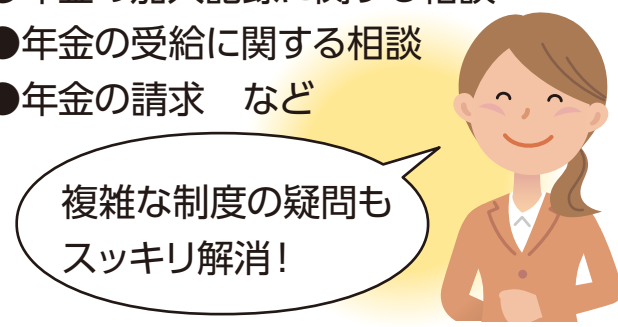
労働災害の給付申請

- 業務災害
- 通勤災害 など



年金の相談・請求等

- 年金の加入記録に関する相談
- 年金の受給に関する相談
- 年金の請求 など



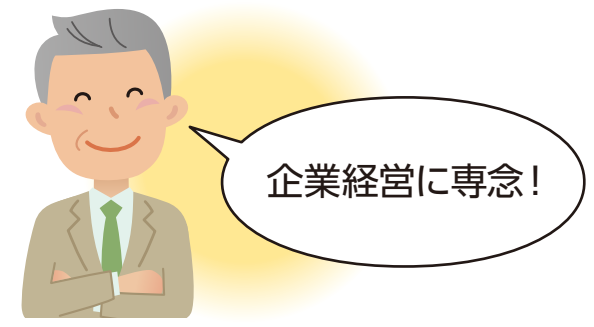
人事労務管理

- 労務診断等
- 就業規則の作成・変更に関する指導
- 人事・賃金・労働時間の相談
- 雇用管理・人材育成等に関する相談
- 個別労働紛争の未然防止と解決 など



年度更新・算定基礎届等

- 労働保険・社会保険の適用
- 労働保険の年度更新
- 社会保険の算定基礎届
- 各種給付金、助成金の申請
- 給与計算・賃金台帳の調整 など



社会保険労務士は国家資格です。安心してプロにお任せください。

社会保険労務士は、労働社会保険関係の法令に精通し、労務管理その他の労働社会保険に関する指導を行う国家資格者です。労働保険・社会保険の官公署への手続きは、社会保険労務士にお任せください。

お問い合わせは…

保険給付・特別支給金の種類

特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

()内は、通勤災害の保険給付です。

療養補償給付 (療養給付)	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合(特別支給金はなし)
休業補償給付 (休業給付)	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため、労働することができない日が4日以上となった場合
障害補償給付 (障害給付)	【障害(補償)年金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合
	【障害(補償)一時金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
傷病補償年金 (傷病年金)	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合
遺族補償給付 (遺族給付)	【遺族(補償)年金】 業務災害又は通勤災害により死亡した場合
	【遺族(補償)一時金】 ①遺族(補償)年金を受けることができる遺族がいない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受ける方がいない場合において、既に支給された年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合
葬祭料 (葬祭給付)	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合(特別支給金はなし)
介護補償給付 (介護給付)	業務災害又は通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合(特別支給金はなし)

鹿児島SR建設業労災センターでは、

一人親方等の労災保険特別加入の手続きを行っています。

★労働者を雇用していない一人親方も条件が揃えば労災保険に特別加入できます。

〈鹿児島SR建設業労災センター加入対象者〉

土木、建設、その他の工作物の建設、改造、修理、変更、破壊もしくは解体またはその準備の事業を行う大工、とび、左官工などの方です。

※詳しくは別冊「建設業一人親方のための労災保険」をご覧ください。

鹿児島SR経営労務センターは、社会保険労務士の有志が設立した「労働保険事務組合」です。

鹿児島SR経営労務センターは、鹿児島県社会保険労務士会と連携して運営されており、鹿児島県・宮崎県・熊本県の広域で活動しています。厚生労働大臣の認可を受けた当センターが、中小企業の労働保険に関する事務を行うことにより、各種労働保険の手続き、届出及び申請を円滑に進める事ができます。

業務内容

- ① 各種労働保険の概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務
- ② 保険関係成立、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置及び変更等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者の届出等に関する事務
- ⑤ その他の労働保険についての申請・届出・報告に関する事務

※印紙保険料に関する事務や労災保険、および雇用保険に関する請求等の事務は、法律により労働保険事務組合は行うことができません。

入会の手続き

■鹿児島SR経営労務センター入会

鹿児島SR経営労務センターの会員である社会保険労務士を通じて、事務委託契約をしていただけます。

※事業主の方が、直接当センターに事務委託することはできません。

■鹿児島SR建設業労災センター入会

「入会届及び事務委託書」「誓約書」に年間保険料、入会金および年会費を添えて、お申し込み下さい。

※事務委託時に、全額一括納入となります。

※特別加入の承認日は所定の手続きが完了し、会費等の入金確認後、鹿児島労働局に申請書を提出した日の翌日以降になります。

■事務委託できる事業主とは…

常時使用する労働者の数が300人以下の事業主です。

※小売業、不動産業、金融業、保険業は50人以下

※卸売業、サービス業は100人以下

■費用 【入会金】 10,000円

【会費】 月額1,500円(年間18,000円):従業員10人未満
月額2,000円(年間24,000円):従業員15人未満
月額3,000円(年間36,000円):従業員15人以上

メリット・1

事業主や家族にも適用される 労災特別加入

本来は労災保険に加入できない事業主や家族従業員も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。

メリット・2

年3回の分割納付が可能

概算保険料の額にかかわらず保険料を年3回に分割して納付することができます。

※事務組合に事務委託しない場合は概算保険料が40万円(労災保険または雇用保険のみは20万円)以上でないと分割して納付はできません。

メリット・3

事務の効率化

労働保険の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省け、企業本来の経営に注力できます。

こ存知でしたか？ 事務委託制度の 特例・優遇

社会保険労務士を通じて当センター会員になると右記のメリットがあります。

中小企業事業主等の特別加入制度について

中小企業事業主等の労災保険

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度です。しかし、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、特に労働者に準じて保護することが適当とみなされる一定の方に対して特別に任意加入が認められているのが「労災保険の特別加入」です。労災保険に特別加入できるのは中小企業の事業主、法人の役員、家族従事者です。この方々が業務遂行上、労働者に準じて保護することが必要と認められた場合、労災保険が適用されます。

■特別加入時の健康診断の受診

特別加入をする者のうち、下記の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間
イ. 粉じん作業を行う業務	3年
ロ. 身体に振動を与える業務	1年
ハ. 鉛業務	6ヶ月
ニ. 有機溶剤業務	6ヶ月

※健康診断の結果が判明するまでは、承認が保留されます。
※健康診断に要する費用は国が負担します。

■特別加入者の労災保険料

希望する給付基礎日額の保険料算定基礎額に、当該事業所に適用されている業種に定められた労災保険料率を乗じた額です。

■特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額
25,000円	9,125,000円
24,000円	8,760,000円
22,000円	8,030,000円
20,000円	7,300,000円
18,000円	6,570,000円
16,000円	5,840,000円
14,000円	5,110,000円
12,000円	4,380,000円
10,000円	3,650,000円
9,000円	3,285,000円
8,000円	2,920,000円
7,000円	2,555,000円
6,000円	2,190,000円
5,000円	1,825,000円
4,000円	1,460,000円
3,500円	1,277,500円

※年度途中での加入・脱退のときの保険料は月割りになります。
※年度途中での給付基礎日額の変更はできません。

例) 業種98(卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業)の保険料は料率3/1,000

給付基礎日額6,000円

(保険料算定基礎額)

2,190,000円 × 3/1,000 = 6,570円

(料率)